

令和3年

目黒区教育委員会

第26回定例会会議録

(令和3年7月27日開催)

第26回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和3年7月27日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	関根義孝
	教育委員会教育長職務代行者	笹尾敦夫
	教育委員会委員	櫻井道雄
	教育委員会委員	松村真理子
	教育委員会委員	川嶋春奈

出席職員	教育次長	谷合祐之
	教育政策課長	濱下正樹
	学校統合推進課長	関真徳
	学校ICT課長	今村茂範
	学校運営課長	香川知子
	学校施設計画課長	岡英雄
	教育指導課長	竹花仁志
	教育支援課長	細野博司
	統括指導主事	石邑由紀子
	統括指導主事	工藤邦彰
	生涯学習課長	高山和佳子
	八雲中央図書館長	伊藤信之

書記		佐藤洋一
		森高健二郎

(議事日程)

日程第 1	協議事項	令和 4 年度使用目黒区立小学校教科用図書の採択及び令和 4 年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について
日程第 2	協議事項	令和 4 年度使用目黒区立学校特別支援学級教科用図書の採択について
日程第 3	報告事項	令和 3 年度目黒区一般会計補正予算 (第 3 号) の内示について
日程第 4	報告事項	通学路における合同点検の実施について
日程第 5	報告事項	令和 4 年度隣接中学校希望入学制度の実施について
日程第 6	報告事項	区立小学校における新型コロナウイルス感染者の発生について

資料配布

- ・ 令和 3 年 9 月行事予定表

(午前9時30分開会)

- 教育長 令和3年第26回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は、川嶋委員です。
- それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 令和4年度使用目黒区立小学校教科用図書の採択及び令和4年度使用目黒区立中学校教科用図書の採択について(協議事項))

- 教育指導課長 (資料により説明)

- 教育長 ただいま事務局から説明のありましたとおり、本日協議しますのは、令和4年度に小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択についてです。まず、令和元年度に採択替えを行った小学校の教科用図書については、法令によって令和2年度から令和5年度までの4年間使用することになっています。また、昨年度採択替えを行いました中学校の教科用図書については、令和3年度から令和6年度までの4年間使用することになっています。
- よって、資料1のとおり、小学校で令和4年度に使用する教科用図書は、令和3年度と変更はありません。また、資料2のとおり、中学校で令和4年度に使用する教科用図書も令和3年度と変更なしとしていますが、昨年度、教科書採択を終えた後に、自由社の「新しい歴史教科書」が文部科学大臣の検定を経て新たに発行され、令和4年度に使用する歴史の教科書については、採択替えも可能という状況です。先ほどの説明にもあった各中学校からの意見も考慮いただきながら、協議をお願いしたいと思います。

それでは、小学校及び中学校の令和4年度の教科用図書の採択について、各委員の皆様のご意見、ご質疑等ありましたら、お願いします。

- 委員 昨年、採択された教科書には、日本国憲法の制定についての記載があり、その中で基本的人権の尊重、平和主義、国民主権についての記述や、日本国憲法は新しい時代への国民の期待が盛り込まれたものであることが明記されていました。私は、その点にとっても感銘を受けました。

また、教育の民主化についても、コラムの中で教育基本法が取

り上げられており、その事例として、学校給食や男女共学の学級会が紹介され、中学校の教科書としての方向性に共感しました。

一方、自由社の教科書を見たところ、本文中に、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重についての記載が見当たりませんでした。また、教育基本法については占領軍が進めた戦後の主な改革という記載がありました。

さらに、占領下の検閲と東京裁判というコラムがあり、アメリカの占領目的の一つは日本を弱体化することにある旨の記載など、断定的な記載が目立つ印象を受けました。

以上の点を勘案し、私は昨年度に採択した教科書を用いる結論に至りました。

○教育長

その他ご質問等ありますか。

特にないようですのでこの協議を了承します。

次に日程第2を議題とします。

(日程第2

令和4年度使用目黒区立学校特別支援学級教科用図書採択について(協議事項))

○教育指導課長 (資料により説明)

○教育長

ただいまの事務局の説明のとおり、特別支援学級の教科用図書については、児童・生徒の発達段階、成長段階に合わせて毎年度選定しており、令和4年度使用のものとして取りまとめましたのは添付資料のとおりです。

この件について、委員の皆様のご意見、ご質疑等ありましたら、お願いします。

○委員

特別支援学級の教科書についてですが、検定済教科書を利用する学校と、一般図書を利用する学校とに分かれています、なぜですか。

○教育指導課長

学校に在籍している生徒の状況により、発達段階、成長段階に合わせて教科書を選定するものです。例えば油面小学校のわかたけ学級ですと、児童の実態を踏まえて、一般図書のほうが使いやすいということで選定しています。

○教育長

その他ご質問等ありますか。

特にないようですのでこの協議を了承します。

次に日程第3を議題とします。

(日程第3 令和3年度目黒区一般会計補正予算(第3号)の内示について
(報告事項))

- 教育政策課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 委員 8ページの項番2の成人の日のつどいに、レンタル料と記載がありますが、何のレンタル料か教えてください。
- 生涯学習課長 携帯電話のレンタル料になります。
- 委員 携帯電話をどのように利用されるのか教えてください。
- 生涯学習課長 成人の日のつどいの大体1か月くらい前から、詳細なお知らせについてツイッターで情報発信しますので、それに係る携帯のレンタル料になります。
- 教育長 その他ご質問等ありますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第4を議題とします。

(日程第4 通学路における合同点検の実施について (報告事項))

- 教育政策課長 (資料により説明)
- 教育長 この件についてご質問等がありますか。
- 教育長 合同点検を実施することについて、議会に報告するか検討中であるとの報告を以前に受けましたが、それはどうなりましたか。
- 教育政策課長 議会への報告については、昨日行われた区の通学路等交通安全対策検討会の中でも協議され、今後議会へ報告していく必要があるとし、現在関係所管で調整を行っています。議会への報告時期や内容については、調整結果を踏まえ、対応していきます。
- 委員 通学路の安全対策は3つからなると考えています。1つ目は交通対策、2つ目は防犯対策、3つ目は災害対策です。この3つを取り扱い、通学路について検討する部署や委員会が必要だと思いますが、事務局の見解を教えてください。
- 教育政策課長 毎年度の通学路危険箇所点検について、交通対策に加えて、防犯対策、災害対策も含めた安全対策が必要ではないかというご意見についてですが、目黒区通学路交通安全プログラムを実行するに当たり、関係機関の連携を図るため、「通学路安全プログラム推進調整会議」を設置しており、その構成員に道路管理者、

防犯担当の生活安全課、警察署も入っています。

毎年度行っている通学路危険箇所点検の実施に当たっては、通学路を主に交通安全の観点から点検していますが、併せて、防犯上の観点として、過去の事件事故の発生地点などへの防犯カメラの設置などの要望もいただいています。

また、近年、台風などによる災害等が多く発生していますので、区道の倒木や危険箇所についても区の道路管理者として道路公園サービス事務所が対応していますが、それぞれの情報を当会議を通じて共有し、連携・協力しながら対応していく必要がありますので、委員のご指摘も踏まえ、今後も適切に対応していきます。

○委員

先ほどの説明で危険箇所が現在8か所あり、それらの危険箇所について道路管理者や警察署へ要望を行うとのことですが、その要望をすれば対策を速やかに講じてもらえるのでしょうか。

また、事務局や学校が特に危険な箇所だと判断するのであれば、ボランティアの方に協力を要請したり、その箇所を通学路から一時的に外すなどの対策はとれないのでしょうか。

○教育政策課長

まず昨年度行った通学路の危険箇所点検では、小学校全体で270程度の箇所が危険であるとの結果でした。「飛び出し注意」の看板設置などの注意喚起を促す標示等については、区の道路管理者に要望して、比較的早い看板設置の対応が可能です。

一方で、道幅が狭く、車両の往来が多い通学路にガードレールを付けてほしい旨の要望については、道路の幅員の規制があり設置が困難である旨の道路管理者の判断があるため、代替策としてグリーンベルトを施工するなどの対策を講じている状況もあります。また、信号機の設置や一方通行などの規制については、警察が所管する規制であることから、公安委員会まで手続きが必要となる事案で、要望しても通らないことが多く、要望が通っても改善に相当の時間を要することがあるという状況です。

次に危険箇所への対策の状況等を踏まえた学校の対応ですが、通学路の安全確保には、PTAや地域の方のお力を借りて見守りを行っており、また、教育委員会でも児童交通安全擁護員等の配置をして、子どもたちの通学時の安全を確保しているところです。

教育委員会としても、保護者や地域の方のお力を借りて、子どもたちを見守っていますので、引き続きご協力をいただきなが

ら、また、危険箇所点検結果を公表し、様々なご意見をいただきながら、必要な対策を講じつつ、今後についても適切な対応を図っていきます。

○委員 通学路には、歩道の幅員が非常に狭いところが幾つかあり、子ども達が安全に歩道を歩くことができません。

そういった箇所の地域の方々へ、可能であれば建物の建設時に道路の拡幅に協力してもらえるよう要請を行っていただきたいです。

また、歩道の幅員が狭いところを通学路とするのではなく、歩道の幅員が広いところを通学路とするよう事務局で検討していただきたいです。多少遠回りになろうと、私は幅員が広く、安全なところを歩いてほしいので、検討をお願いします。

○教育政策課長 区内の道路幅員ですが、昨日の検討会の中で区道の平均幅員が4.8メートルで、23区でも下位である旨の説明がありました。また、区道へのガードレール設置についても、道幅に対して2メートル確保しないと設置できないという基準があるとのことで、区道の幅員が狭いところでの交通安全対策上の支障や課題があります。

先ほど委員からもご紹介がありましたマンション建設時にセットバックをして幅員を広げる施策等については、区としても都市整備部で対応しており、区民や事業者に対して必要な周知を図っています。

教育委員会としても、安全な通学路の指定を学校に対して求めていくとともに、道路拡幅などについては、区として交通安全計画など道路管理者が定める計画等に沿って対応を図りながら、通学路危険箇所点検で交通安全対策上の要望があった場合には、道路管理者と連携・協力しながら必要に応じて要望するなど適切に対応していきます。

○委員 区民からの要望等により、通学路にグリーンベルトやガードレールが設置され、通学環境が改善していることを嬉しく思います。

ところで、去年はコロナの関係で行われなかった学校の通学路点検についてですが、点検が登下校の時間外に行われていますので、是非子どもが実際に通学する際の動きを確認してもらいたいです。

○教育政策課長 委員のご指摘のとおり、実際に要望が上がっている危険箇所

については、登校時間帯に関するものが多くあります。例えばスクールゾーンとして設定している時間帯でも、車の通行を止められない箇所があることを伺っています。委員のご指摘のとおり、子どもたちが実際に通学する時間帯に、危険箇所合同点検の中で現状を適切に把握し、対応していくことが大切だと考えています。

どのような対応が可能かについては、警察署や道路管理者とも協議し、保護者や地域の方にも協力をいただきながら検討していきます。また、危険箇所合同点検を子どもたちの視点に立ってより適切に行っていく仕組みについても、警察署や道路管理者に対して働きかけていきたいと考えています。

○教育長

その他ご質問等ありますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に日程第5を議題とします。

(日程第5 令和4年度隣接中学校希望入学制度の実施について(報告事項))

○学校運営課長 (資料により説明)

○教育長

この件についてご質問等はありませんか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に日程第6を議題とします。

(日程第6 区立小学校における新型コロナウイルス感染者の発生について(報告事項))

○学校運営課長 (資料により説明)

○教育長

この件についてご質問等はありませんか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

ここで議事の都合により暫時休憩します。

(午前9時24分休憩)

(午前9時25分再開)

○教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

9月28日開会予定の定例会は、休会とします。

〔 資料配布
・令和3年9月行事予定表 〕

○教育長 その他にかありますか。
 以上で本日の定例会を閉会します。

(午前9時27分閉会)